

水質検査フローチャー

(水質検査)

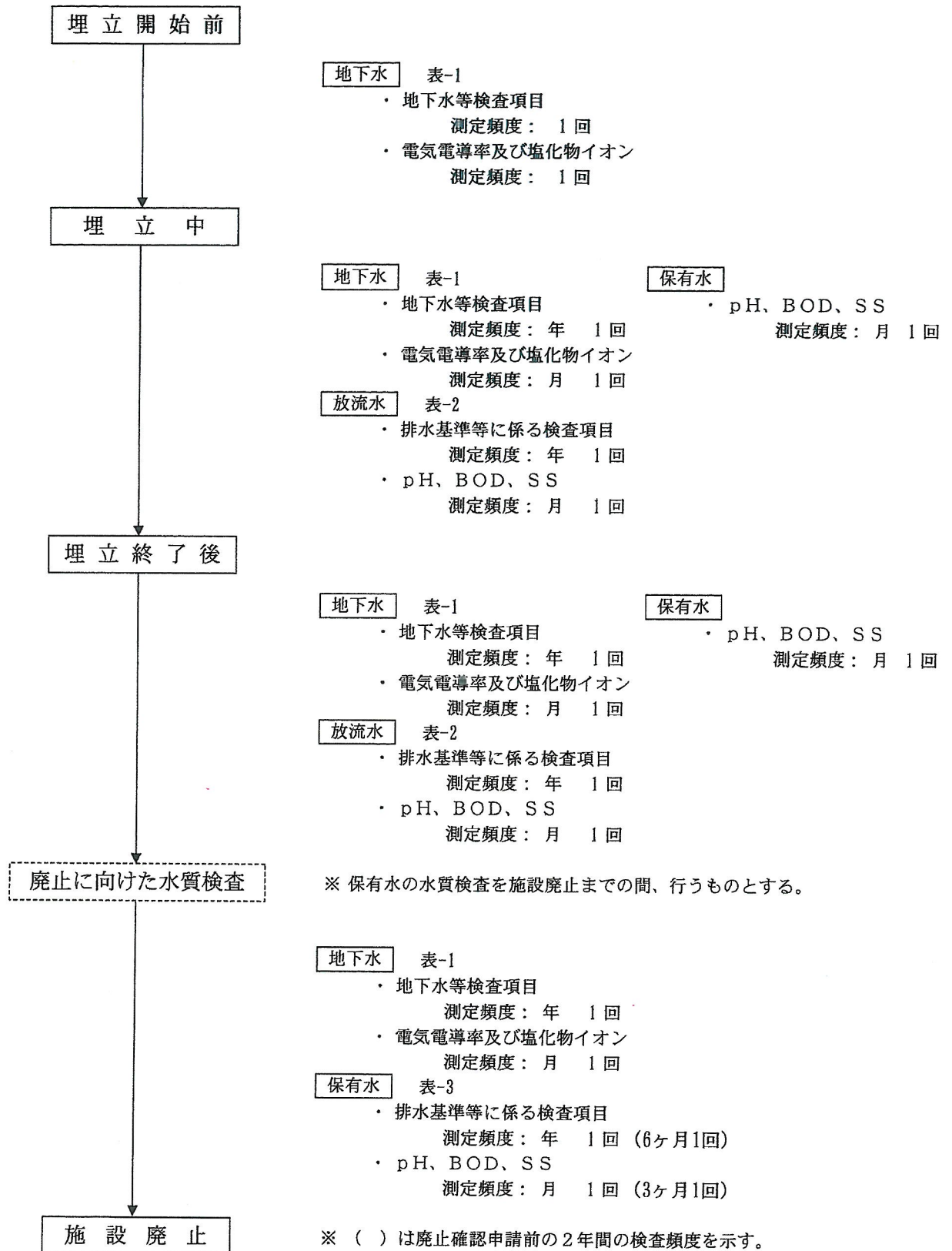


表 -1 地下水の検査項目

区分	検 査 項 目	測 定 頻 度			基準値
		埋立開始前	埋立中～廃止迄		
			1回	月 1回	
健康項目	アルキル水銀	○	—	○	検出されないこと
	総水銀	○	—	○	0.0005 mg/l以下
	カドミウム	○	—	○	0.01 mg/l以下
	鉛	○	—	○	0.01 mg/l以下
	六価クロム	○	—	○	0.05 mg/l以下
	砒素	○	—	○	0.01 mg/l以下
	全シアン	○	—	○	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	—	○	検出されないこと
	トリクロロエチレン	○	—	○	0.03 mg/l以下
	テトラクロロエチレン	○	—	○	0.01 mg/l以下
	ジクロロメタン	○	—	○	0.02 mg/l以下
	四塩化炭素	○	—	○	0.002 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	○	—	○	0.004 mg/l以下
	1,1-ジクロロエチレン	○	—	○	0.02 mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	—	○	0.04 mg/l以下
	1,1,1-トリクロロエタン	○	—	○	1 mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン	○	—	○	0.006 mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン	○	—	○	0.002 mg/l以下
	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	○	—	○	0.006 mg/l以下
	2,4,6-トリクロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)S-トリアジン(シマジン)	○	—	○	0.003 mg/l以下
	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)	○	—	○	0.02 mg/l以下
	ベンゼン	○	—	○	0.01 mg/l以下
	セレン	○	—	○	0.01 mg/l以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	—	○	10 mg/l以下
	ふっ素	○	—	○	0.8 mg/l以下
	ほう素	○	—	○	1 mg/l以下
	ダイオキシン類	○	—	○	1 pg-TEQ/l以下
その他	電気伝導率	○	○	—	
	塩化物イオン濃度	○	○	—	

表 -2 放流水の検査項目

区分	検 査 項 目	測 定 頻 度		基準値	
		埋立中			
		月1回	年1回		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	○	-	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	-	20 mg/l以下	
	浮遊物質(SS)	○	-	10 mg/l以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	-	○	5 mg/l以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	-	○	30 mg/l以下	
	フェノール類含有量	-	○	5 mg/l以下	
	銅含有量	-	○	3 mg/l以下	
	亜鉛含有量	-	○	2 mg/l以下	
	溶解性鉄含有量	-	○	10 mg/l以下	
	溶解性マンガン含有量	-	○	10 mg/l以下	
	クロム含有量	-	○	2 mg/l以下	
	フッ素含有量	-	○	15 mg/l以下	
	大腸菌群数	-	○	3000 個/cm ³ 以下	
	窒素含有量(T-N)	○	○	30 mg/l以下	
燐含有量(T-P)	○	○	4 mg/l以下		
健康項目	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	0.005 mg/l以下	
	アルキル水銀化合物	-	○	検出されないこと	
	カドミウム及びその化合物	-	○	0.1 mg/l以下	
	鉛及びその化合物	-	○	0.1 mg/l以下	
	六価クロム化合物	-	○	0.5 mg/l以下	
	砒素及びその化合物	-	○	0.1 mg/l以下	
	シアン化合物	-	○	1 mg/l以下	
	PCB	-	○	0.003 mg/l以下	
	有機燐化合物	-	○	1 mg/l以下	
	トリクロロエチレン	-	○	0.3 mg/l以下	
	テトラクロロエチレン	-	○	0.1 mg/l以下	
	ジクロロメタン	-	○	0.2 mg/l以下	
	四塩化炭素	-	○	0.02 mg/l以下	
	1,2-ジクロロエタン	-	○	0.04 mg/l以下	
	1,1-ジクロロエチレン	-	○	0.2 mg/l以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	○	0.4 mg/l以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	-	○	3 mg/l以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	-	○	0.06 mg/l以下	
	1,3-ジクロロプロペン	-	○	0.02 mg/l以下	
	チウラム	-	○	0.06 mg/l以下	
	シマジン	-	○	0.03 mg/l以下	
	チオベンカルブ	-	○	0.2 mg/l以下	
	ベンゼン	-	○	0.1 mg/l以下	
	セレン及びその化合物	-	○	0.1 mg/l以下	
	ほう素及びその化合物	-	○	230 mg/l以下	
	ふっ素及びその化合物	-	○	15 mg/l以下	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	200 mg/l以下	
	その他	ダイオキシン類	-	○	10 pg-TEQ/l以下

※「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の基準値及び目標達成値に関しては、経過措置の適用期間が終了した時点で、新たに適用となる基準値に合わせた数値に変更します。

表 -3 保有水の検査項目

(埋立終了から施設廃止まで)

区分	検 査 項 目	測 定 頻 度				基準値	
		埋立終了後		廃 止			
		月1回	年1回	6ヶ月1回	3ヶ月1回		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	○	-	-	○	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	-	-	○	20 mg/l以下	
	浮遊物質(SS)	○	-	-	○	10 mg/l以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	-	○	○	-	5 mg/l以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	-	○	○	-	30 mg/l以下	
	フェノール類含有量	-	○	○	-	5 mg/l以下	
	銅含有量	-	○	○	-	3 mg/l以下	
	亜鉛含有量	-	○	○	-	2 mg/l以下	
	溶解性鉄含有量	-	○	○	-	10 mg/l以下	
	溶解性マンガン含有量	-	○	○	-	10 mg/l以下	
	クロム含有量	-	○	○	-	2 mg/l以下	
	フッ素含有量	-	○	○	-	15 mg/l以下	
	大腸菌群数	-	○	○	-	3000 個/cm ² 以下	
	窒素含有量(T-N)	○	○	○	-	30 mg/l以下	
	磷含有量(T-P)	○	○	○	-	4 mg/l以下	
健康項目	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	○	-	0.005 mg/l以下	
	アルキル水銀化合物	-	○	○	-	検出されないこと	
	カドミウム及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下	
	鉛及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下	
	六価クロム化合物	-	○	○	-	0.5 mg/l以下	
	砒素及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下	
	シアン化合物	-	○	○	-	1 mg/l以下	
	PCB	-	○	○	-	0.003 mg/l以下	
	有機磷化合物	-	○	○	-	1 mg/l以下	
	トリクロロエチレン	-	○	○	-	0.3 mg/l以下	
	テトラクロロエチレン	-	○	○	-	0.1 mg/l以下	
	ジクロロメタン	-	○	○	-	0.2 mg/l以下	
	四塩化炭素	-	○	○	-	0.02 mg/l以下	
	1,2-ジクロロエタン	-	○	○	-	0.04 mg/l以下	
	1,1-ジクロロエチレン	-	○	○	-	0.2 mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	○	○	-	0.4 mg/l以下		
健康項目	1,1,1-トリクロロエタン	-	○	○	-	3 mg/l以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	-	○	○	-	0.06 mg/l以下	
	1,3-ジクロロプロペン	-	○	○	-	0.02 mg/l以下	
	チウラム	-	○	○	-	0.06 mg/l以下	
	シマジン	-	○	○	-	0.03 mg/l以下	
	チオベンカルブ	-	○	○	-	0.2 mg/l以下	
	ベンゼン	-	○	○	-	0.1 mg/l以下	
	セレン及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下	
	ほう素及びその化合物	-	○	○	-	230 mg/l以下	
	ふっ素及びその化合物	-	○	○	-	15 mg/l以下	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	○	-	200 mg/l以下	
	その他	ダイオキシン類	-	○	○	-	10 pg-TEQ/l以下

※「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の基準値及び目標達成値に関しては、経過措置の適用期間が終了した時点で、新たに適用となる基準値に合わせた数値に変更します。

〔法第十五条の二の三、法第十五条の二の四〕

作成日：平成 年 月 日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型〕（平成 年 月度）

対象期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	(t/月)
動植物性残さ	(t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他 ()	(t/月)
その他 ()	(t/月)
その他 ()	(t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	平成 年 月 日
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

：1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取場所	上 流	下 流
採取日	平成24年 月 日	平成24年 月 日
検査結果が得られた日	平成24年 月 日	平成24年 月 日
電気伝導率 ※2		
塩化物イオン ※2		
水素イオン濃度		
生物化学的酸素要求量		
化学的酸素要求量		
浮遊物質		
窒素含有量 ※3		
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1		

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					